

エラー表示などでパソコンソフトを 購入させる手口にご注意を

「パソコンを操作しているうちにエラー表示などが現れた。『エラーを解消するためにソフトをダウンロードする必要があるので、ソフトをダウンロードしたが、エラー表示が消えない』などという相談が寄せられています。

これは、本当はそのパソコンの状況
を知らせるのではなく、エラーとい
う表示で消費者を不安にさせ、必要の
ないソフトを購入させる手口です。購
入後の料金の請求や、ソフトの性能に
ついてのトラブルが増えていきますので、
安易にパソコンソフトをダウンロード
しないよう注意しましょう。

「アドバイザー」

- ①何らかの表示が出て、信頼できる表示かどうか分からない場合は無視しましょう。
 - ②ソフトは、信頼できるメーカーのものを買入しましょう。
 - ③ソフトを購入する時は、事前に料金や有効期間（契約更新の有無）を確認しましょう。
 - ④身に覚えのない請求があれば、早急に確認しましょう。
- ※困ったときは、すぐに消費生活相談窓口（滝野庁舎）に相談してください。
お問い合わせ 加東市消費生活相談窓口（滝野庁舎生活課内） ☎483528

インターネット公売

(せり売り) 第18回 加東市インターネット公売
(入札) 第3回 加東市不動産公売

公売物件確認

- ①インターネットサイト (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>) から詳細を確認いただけます。
- ②市役所広報板に公売公告を掲示します。

申込方法

上記アドレスからお申し込みください。

参加申込期間

11月2日(金) 13:00~11月16日(金) 23:00

入札期間

- せり売り 11月26日(月) 13:00~11月28日(水) 23:00

- 入札 11月26日(月) 13:00~12月3日(月) 13:00

買受代金納付期限

- せり売り 12月6日(木)
- 入札 12月10日(月)

下見会（せり売りのみ）

11月9日(金) 10:00~16:00

※公売物件や参加資格などの詳細は市ホームページからご確認ください。
(11月2日から閲覧可能)

問い合わせ 総務部税務課（社庁舎）

☎43-0398

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書の発行について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です）

平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から届きますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。（10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方について

ては、平成25年2月上旬に届きます）
ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。（二重に控除を受けることはできません）

問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル

☎0570・070・117

（IP電話、PHS電話からは

☎03・6700・1130）

※問い合わせは平成25年3月15日までです。

年金を受給されているみなさまへ

「扶養親族等申告書」は12月1日までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は除く）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が届きますので、提出期限（12月1日）までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると

各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。
なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

「扶養親族等申告書」が届く方

- ①65歳未満…年金額108万円以上
- ②65歳以上…年金額158万円以上

問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165